

令和6年度富山県防災会議

日時：令和7年3月25日(金)10時30分から

場所：富山県防災危機管理センター3階研修室3-A

1 開 会

【事務局】 ただいまより、令和6年度富山県防災会議を開会いたします。

初めに、新田知事より開会のご挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

【新田知事】 本日皆様には年度末が差し迫ってきましたが、お忙しいところ富山県防災会議にご出席いただきまして心から感謝申し上げます。

さて昨年は、1月1日に能登半島地震、また9月には能登半島豪雨と、自然災害と向き合う1年といってもよかったと思います。能登半島地震では本県でも、2万2000戸を超える住家被害、また、公共インフラの損壊など大きな被害が出ました。本県としてはこれまで、被災者の生活の再建、またインフラの復旧に全力で取り組んでまいりました。ここに至るまで、皆様それぞれのお立場で、ご協力、ご支援をいただいたことを心から感謝申し上げます。

この地震では、発災時の応急対応、また避難所の運営の仕方、住民の避難行動など、様々な面で、課題が浮き彫りになりました。これは本県としては多くの方にとって初めて経験する大きな地震だったものですから、ある意味では致し方ないというふうに思います。ただ致し方ないで済ませてはいけないということで、この地震から教訓を得て、今後に活かそうということで、記憶が薄れないうちに、災害対応の検証する会議を立ち上げて、議論を続けてまいりました。そして昨年末に、その報告書ができ上がりました。その報告書は後程また説明しますが、人づくり、DX、ワンチーム、高品質、官民連携、この5つを柱にして、今後改善をしていこうという報告書でございます。

そしてこの報告書に基づきまして、早速できることからということで、令和7年度には、避難所の環境を抜本的に改善する手立てをいたしたいと思います。また国や市町村、民間団体との連携体制の強化にも取り組むことにしています。このたびの地震を教訓として、今後の災害対応に活かしていきたいと思います。

本日はその災害対応検証報告書、また国の防災基本計画の修正に伴い、富山県防災計画の改定案についてご審議をいただければと思います。

県の地域防災計画をはじめとした防災施策が、県民の皆様の安全安心を確保するために、実効性のあるものにすべきだというふうに考えております。それぞれご専門の立場から、忌憚のないご意見をご披瀝いただきまして、本県の今後の地域防災力の強化、また県民皆様の安心安全に繋がるような計画の改定にしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

本日ご出席いただきました委員の皆様方につきましては、本来、お一人お一人ご紹介すべきところではございますけれども、時間の都合もございますので、お手元の出席者名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

また、資料は机の上にお配りさせていただいておりますけれども、念のために配付資料の確認をさせていただきます。最初に、次第、出席者名簿、配席図、資料1から資料6、参考資料でございます。もし不足などございましたら、お知らせいただければと思います。

それではただいまから会議を始めさせていただきます。本日は次第にあります通り、審議項として、富山県地域防災計画の改定について、あわせて報告事項として、地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査の実施についてとしております。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

3 審議事項

富山県地域防災計画の改定について

【事務局】 防災・危機管理課長しています熊本でございます。

それでは私の方から、本日の審議事項、富山県地域防災計画の改定について、続けて報告事項ですが地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査の実施についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。富山県地域防災計画の修正の概要でございます。今回の修正につきましては、令和6年能登半島地震における災害対応検証の結果や、国の防災基本計画の修正等を反映させるためのものとなっております。

2の主な修正内容では、大きく3つに分けてございます。①といたしまして、令和6年

能登半島地震を踏まえた修正、②の国の防災基本計画修正に伴う修正、③災害対策本部の設置基準の見直しによる修正でございます。

まず①の令和6年の担当地震を踏まえた修正でございますが、冒頭知事の方からごあいさつにもありましたが、県では能登半島地震における対応について、有識者等による検証会議を昨年の5月に設置いたしまして、全部で14項目の検証項目について、その課題等改善策について検証いたしまして、昨年の12月に報告書を取りまとめております。今回の修正につきましてはこの報告書検証結果を地域防災計画に反映しようとするものでございます。

また、検証を踏まえまして、先ほど知事からもありました、5つの項目を改善の柱として、地域防災力の向上に取り組んでいくこととしております。1として、国・県・市町村関係機関の連携を強化するワンチーム、2、災害対応能力向上の人づくり、3、災害対応を迅速化効率化するDX、4、避難所環境を改善する高品質、5、民間や県民に参加を促す官民連携でございます。

それでは災害対応検証を踏まえた地域防災計画の修正内容について、まず説明させていただきます。

別紙の2ページの方をお願いいたします。資料1の別紙になりますが、表の左上のオレンジの部分には章と節を表示してございます。地域防災計画の地震・津波災害編については、4章構成としておりまして、第1章が総則、第2章が予防対策、第3章が応急対策、第4章が復旧対策となっております。また、緑の表でございますが、表の一番左の列には項を表示しています。真ん中には計画の改正内容、その最後尾にかっこ書きしてございますが、新旧対照表の該当ページが記載してございます。また、一番右の列には、検証報告書における改定の方角性について記載となっております。

たくさんの修正項目がございますので、抜粋して、以降説明させていただきます。

まず2ページの1番目、第1章総則第2節の防災の基本方針です。項の方が第3で各種計画等の作成ですが、過去の災害から得えられた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえまして、各種計画マニュアルを定期的に点検更新するとともに、防災訓練等を通じて、職員、関係機関、住民等へ周知することとしております。

次の第2章、地震・津波災害予防対策でございますが、第2節の都市基盤等の安全性の強化、第2のライフライン施設の安全性強化でございます。2つ目について、大規模災害を想定した上下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努めるとしており、

1つ飛ばしまして、生活用水の確保のための消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能か調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるということをしております。

3ページをお願いいたします。第3、廃棄物処理施設の安全性強化の1つ目です。発災時の施設の被災状況等を確認し速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するということで初動対応マニュアルの見直しに関する修正でございます。第5、地盤の液状化改造推進ということで、今回の能登地震では液状化が発生しました。修正内容として県民に対して地盤の液状化発生の仕組みや地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に県内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発に努めるということにしております。

次の第4節、防災活動体制の整備の第3、国・県・市町村、関係機関、民間県民における連携強化について、1つ目ですが、国・県・市町村、関係機関のワンチームで災害対応にあたるため、災害時の連携を議論する会議を設置し、平時から定期的を開催するということになっております。その次の大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制、これをチームとやま体制とし、整備する、また、4ページ、2つ目ですが、避難所の運営や環境整備等について、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを要するNPO団体等との会議を定期的を開催し、災害時の連携体制や民間団体、地域コミュニティ、県民の役割等を明確化としております。

飛びまして第5、情報収集体制の強化の1つ目です。災害発生時に市町村の被害情報の収集や業務調整を行うため、県から市町村にリエゾンを派遣する円滑な業務実施のため、派遣者名簿、マニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の整備をすると、またその下の、リエゾン職員向けの研修や派遣先市町村が実施する訓練等への参加により、災害時に円滑な活動が可能なリエゾンを育成していくとしております。

次の5ページの上から3つ目について、国・県・市町村・関係機関等の情報共有手順を整理し、円滑に情報共有できる仕組みを構築するとともに、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県総合防災情報システムを接続し、情報を一元化するとしています。第6、広報活動体制の強化の1つ目ですが、災害時に県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、既存システムに自動発信機能を追加するとしております。

6ページ、1つ目について、必要な情報を迅速かつ的確に周知するため、各フェーズに

において、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成し、関係機関で共有するとしております。

第7、災害対策本部体制の強化の1つ目について、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルを整備するとともに、研修や訓練等により、職員の災害対応能力の向上を図ること、またその次ですが、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとしております。

7ページ、第8の2つ目について、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保するとしております。

第9の緊急道路ネットワークの確保ということで、北陸圏域の道路啓開計画等の作成にあたり、道路管理者と関係機関で情報共有を図り、優先的に啓開を行う路線及び実施体制を整理するとしております。

8ページの第11相互応援体制の整備の1つ目ですが、「富山県災害時受援計画」について、能登半島地震を踏まえた見直しを行うということで、1つ飛ばしまして、第13災害復旧・復興への備えの1つ目ですが、災害廃棄物の仮置場の確保のため、仮置場を設置する候補地と他用途との利用優先順位を事前に調整するとしております。

9ページの第5節の救援・救護体制の整備の修正内容になります。第3、緊急避難場所、避難所生活救援物資等の確保でございます。1つ目について、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント、これにつきましては、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況を把握した上で、関係者と連携しまして継続的に支援を行う取組みのことですが、被害者支援の仕組みの整備等に努めることとしております。その下ですが、避難者が迅速に避難できるよう、市町村職員や施設管理者が不在でも、避難所を解錠できるスマートロックの導入や自主防災組織と連携した解錠等を推進するとともに、施設内の安全確認の手順を整理するとしております。2つ飛びまして、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するとしてございます。1つ飛びまして、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するため、広域避難者を管理するシステムの活用を検討していくとしています。

10ページの避難住民の生活を確保するため、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な施設、設備の整備に努めるということで、例えばベッド、パー

ティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備やキッチンカー団体等と災害時応援協定を締結することにより温かい食事を提供できる体制を整備する、またその下のポツでございますが、能登半島地震で活用されたトイレカー、水循環型シャワー等の整備を検討していくということでございます。その下には、能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえまして備蓄物資の品目数量の見直しを行っていくとしてございます。2つ飛びまして、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえて、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるとしてございます。

11ページ、1つ目として、在宅関連者等が発生する場合や避難所での避難者等の受け入れが困難となる場合に備え、在宅避難者支援拠点の設置や在宅避難者等の支援方策を検討するとしております。1つ飛びまして、人流データ分析や県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震の避難実態を踏まえ、徒歩避難と車両避難のすみ分けなど、適切な避難のあり方について検討を行うとしております。その下の物資の迅速な配布のため、「富山県物資拠点運営・輸送マニュアル」の見直しを行うこととしてございます。また2つ飛びまして物流・倉庫等の協定締結団体との訓練を実施し、輸送体制の強化を図っていくということでございます。

12ページをお願いいたします。上から2つ目、住民や自主防災組織が、自助共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄の啓発を行っていくとしております。

次の第4として災害救援ボランティア活動の体制強化といたしまして、1つ目の、災害救援ボランティアが効果的な活動ができるよう、NPOとの連携を図るとともに、災害中間支援組織、これは災害時にボランティア団体のコーディネートを行うような組織でございますが、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図るとしており、また1つ飛びまして、SNSやICTの活用に向けた研修を開催し、災害救援ボランティアセンターの情報発信力向上を支援していくとしております。また1つ飛びまして、ボランティア登録等に係る入力業務や管理作業の負担を軽減するため災害支援アプリの導入、活用を検討していくとしております。

13ページをお願いいたします。第6として孤立集落の予防でございます。1つ目には孤立可能性のある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」次の見直しを行い、市町村や各集落に周知をしていくとしております。またその下ですが、孤立集落の発生を想定し、ドローンにより物資輸送等を行うことができる体制を整備し、訓練を実施していくとしております。3つぐらい飛びまして一番下ですが、

空や、海からの救助物資輸送を想定し、ヘリコプターの離発着やホバークラフトの揚陸が可能な地点の調査に努めるとしております。

14ページ、第6節の防災行動能力の向上と、第1として防災意識の高揚でございます。2つ目、防災業務に従事する職員に対し、防災士養成研修の受講や国等が実施する研修への派遣により職員の災害対応能力の向上を図るということ、その下のハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等に関する防災教育を行っていくとしております。1つ飛びまして、災害時における教訓や、四季防災館や防災危機管理センターでのパネル展示等により伝承するということでございます。

15ページ、第2の自主防災組織の強化について、1つ目には地域の防災リーダーを育成するため、スキルアップの研修、これは防災士の資格を有する方を対象とした研修になってますが、そういったスキルアップ研修を開催いたしまして、避難所運営や地区防災計画の作成を推進できる防災士を養成すると、また、次には女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図るとしております。

第3の防災訓練の充実でございますが1つ目として、災害時に効果的な防災活動を実施するため、関係機関やNPO等の民間団体、住民と連携し、各種システを活用した、情報収集・伝達、避難所運営等の各種訓練を実施するとしています、

16ページ、第4として、要配慮者の安全確保でございますが、1つ目は、避難行動要支援者の、避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行うと、その次のポツ、外国人避難者への支援を円滑に行うため、富山県災害多言語支援センターやNPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練や多言語翻訳機、音声アプリ等の活用を検討するとしております。

17ページでございます。ここからは第3章の応急対策になります。第1節応急活動体制ということで、第1、県の活動体制です。4つ目でございますが、過去の災害で得た知識や経験を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部への応援職員として派遣する仕組みを検討するということ、次には、医療救護及び保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置するとしております。1つ飛びまして、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するとしております。

次の18ページでございますが、第2節、情報の収集・伝達の第2、地震及び津波に関す

る情報の収集・伝達活動について、津波情報の確実な伝達のため、防災行政無線、Jアラート、Lアラート、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進していくとしています。

19ページお願いします。ここでは第4節、広域応援要請、第1、相互協力としており、被害が広範に及んだ場合、他都道府県、市町村等の協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応に努めるということ、第6節の医療救護活動の第1、連携体制では、県は医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかけるとしております。

20ページの第6、要配慮者の支援の1つ目ですが、外国人向けの防災情報サイトのリンクを公式ウェブサイトに掲載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもと、被災した外国人に利用可能な施設、サービス等の情報提供を行うとしております。

21ページをお願いします。第10節、飲料水、食料、生活必需品等の供給の第2、食料・生活必需品の確保でございます。2つ目の、県は関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村のボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行うとしております。

最後に22ページ、第11節は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策の第2、ごみ、災害廃棄物の処理でございます。住民やボランティアセンター等に対し、災害廃棄物の収集や分別、仮置き場の利用方法等に関する広報を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を図るということでございます。以上、災害対応検証を踏まえた修正についてのご説明になります。

それでは資料1の方に移りまして、国の防災基本計画修正に伴う修正ということでございます。なお、県では、これまで概ね年1回のペースで、地域防災計画を修正いたしまして、国の防災基本計画の修正を反映してまいりましたが、令和5年に修正された国の防災基本計画の地域防災計画への反映については、令和6年1月の能登半島地震の発生によって見送ってございます。そのため今回の修正については令和5年と令和6年の2回分の、国の防災基本計画の修正について反映するものとなってございます。主な修正の内容として7つ記載してございます。

1つ目は高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実について明確化しています。2つ目は国や地方公共団体からの応援職員の宿泊場所の確保が困難になる場合を想定して、活

用可能な施設やスペース等の把握に努めるとしてあります。また3つ目には保健医療福祉に関わる支援者の明確化ということで、JDAT、これは日本災害歯科支援チーム、また、JRAT、これは日本災害リハビリテーション支援協会、JDA-DAT、日本栄養士会災害支援チームでございますが、これらについて、支援者の明確化を図ってまいります。また災害支援ナースの充実ということで医療法の改正に伴いまして、充実・強化を図ってまいります。次については災害対策基本法施行令の改正による、緊急通行車両確認標章等の事前交付についてこの制度の周知普及を図る内容となっております。また地震による火災防止のため、感震ブレーカーの普及促進を図っていくとしております。最後には被災者支援業務の迅速化効率化のため、被災者台帳や、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用としております。以上が国の防災基本計画の修正に伴う主な修正内容でございます。

最後の③の災害対策本部設置基準の見直しによる修正でございます。県内での自然災害の激甚化等を踏まえまして、迅速かつ的確な災害対策に資するということになります。具体的には、現行の設置基準は左側でございますけれども修正内容につきましては、右側の3点になってございます。1つ目につきましては、現行は地震の震度での設置基準が自動的に設置する基準が6弱以上となっておりますが、これを震度5強以上に変更するものでございます。全国的には、6弱以上の基準としてるところが多いようでございますけれども、能登半島地震を踏まえまして、また石川県でも、5弱をしているというところもありまして、これまでよりもワンランク下げ、災害対策をしていきたいと考えております。

2つ目はこれまでなかった気象情報の発表に伴い自動で設置する基準を今回新設することとでございます。大雨特別警報や大雪特別警報など、記載してある8つの気象情報が発表された場合には、自動的に災害対策本部を設置することとでございます。なお、この2つの修正内容は、災害対策本部が自動的に設置される基準を今回定めるということでありまして、仮にそれを下回る震度や、気象情報発表がない場合であっても、左側にあります現行の設置基準の2つ目や3つ目はそのまま残りますので、それらに該当するようなことがあれば、例えば震度が5強にいかなくても、災害対策本部を設置いたしますので、補足させていただきます。

最後の「災害救助法の適用」があったときの削除につきまして、災害救助法の適用についての判断は、県が行うことになってますが、基本的には災害対策本部を設置した後に適用の判断をすることになりますので、流れを整理させていただきました。以上が地域防災計画の修正についてとなります。

次に資料2の方をお願いいたします。「富山県地域防災計画改定案に対する意見募集の結果について」でございます。募集期間は2月21日～3月14日まで募集したところ、3名から14件のご意見を頂戴いたしました。いくつか抜粋して紹介させていただきます。

3と4ですが、3では県は防災士を過大評価している、増やせばよいというものではないというご意見。4では地区防災計画を作成する場合は、その地域に精通した人がいないとできないというご意見に対して、県の考え方ですが、令和6年能登半島地震では、自主防災組織による避難所の開設・運営の活動ができなかった地区や、災害対応に関する経験不足から発災時に円滑に行動ができなかったという防災士もいたことから、県では防災士の養成に加え、スキルアップ研修等により、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士の養成に取り組むこととしています。数だけでなく、質の向上も目指してまいります。

次の5では「女性視点を生かした防災活動の強化」とあるが、女性だけでは難しいため、様々な方に参加するように促すべきだというご意見でございます。避難所運営や避難所環境の整備、防災対策の向上のためには、国や市町村などの行政だけではなく、自主防災組織、防災士、NPO団体等の民間団体との連携を強化し、また、県民の皆様にも、防災への取組みに積極的に参加いただくことが重要になります。県では、関係機関との連携強化のための会議や、県民との防災対話の場を設けることとしており、これらの機会を通じて、様々な視点での意見をいただくとともに、防災への取組みに参加いただくよう働きかけていくこととしています。

8について、津波避難について、徒歩で避難するよう決められた地域の要支援者、特に障害を持つ方の避難はどうするのかというご意見に対して、津波避難では徒歩避難を原則としておりますが、要配慮者の存在や避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合や、令和6年能登半島地震における人流データや県民アンケート等で把握した自動車による避難行動の実態等を踏まえ、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について検討していきます。

3ページをお願いいたします。13の災害廃棄物について、廃材を引き受けている中間処理施設のことを考えて計画は立てているのかというご意見に対して、市町村は、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう中間処理を含む処理体制について、災害廃棄物処理計画により具体的に示すものとされています。

県としては、能登半島地震の経験を踏まえ、公共施設の利用、民間事業者の活用、他自

治体との広域連携等により処理体制が確立されるよう、市町村の処理計画の策定を支援することとしております。パブコメの結果は以上となります。

いただいたご意見、内容、趣旨につきましては基本的には計画の方に盛り込まれている、反映されているものと、考えておりますので、改めて修正の必要はないものと考えてございます。

次の資料の3から5までの新旧対照表の説明は割愛させていただきますが、先ほど説明した以外にも多くの修正をさせていただくこととしております。富山県地域防災計画の説明は以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4 報告事項

【事務局】 引き続きまして報告事項について説明いたします。資料6をお願いいたします。

資料6は地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査の実施についてでございます。能登半島地震では想定しなかった断層による最大震度5強の強い揺れによりまして甚大な被害がもたらされました。これを受けまして県では昨年5月に、この防災会議の地震対策部会のなかに専門家によりますワーキンググループを設置いたしまして、調査対象断層や被害想定項目を検討いただきました。検討結果につきましては、8月の地震対策部会において了承され、昨年11月からこの調査に着手してございます。1番にあります、調査期間については令和8年7月までとなっております。

調査対象断層につきましては、今後起こり得る地震、津波が想定外にならないよう海域活断層や海域と陸域に跨る断層に加えまして、複数の断層が同時に活動する連動型地震などを含め、地震被害想定につきましては（1）の12ケース、津波シミュレーションにつきましては、（2）の3ケースを対象として調査を実施しております。

また、3の地震被害想定調査における被害想定項目について、従来の調査で県が実施してきた人的被害や建物被害などの13項目に加え、ライフライン被害や交通施設被害等、生活への影響など、新たに30項目を加えた合計43項目といたしまして、調査をすることとしております。

調査結果を踏まえまして地域防災計画に反映していくことになりますが先ほど、調査結果は、令和8年7月までと申し上げました。最終的調査結果をその時期になりますが、来年度には中間報告を考えております。それにあわせて地域防災計画の改定をしたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

【事務局】 ありがとうございます。

先ほど県から説明した資料の内容あるいは県の防災施策などにつきまして、ご意見があればご発言をいただければと思っております。

また、ご意見でなくともご自身の活動の紹介でも構いませんので、幅広にご発言いただければと思います。

富山地方気象台の府金台長、いかがでしょうか。

【府金委員】 富山地方気象台台長の府金でございます。

この度、富山県防災会議における防災計画の改定にあたり、富山地方気象台としても、県民や観光客の安全安心を守るため、引き続き支援を行ってまいります。

気象庁では、激甚化、頻発化する、大雨とか台風、大雪などの自然災害に対し、地域防災支援を重点事項として位置付け、予測精度の向上とともに、早期の情報提供や説明会の開催に努めてまいります。富山県に影響が想定される場合には、注意報、警報の説明の開催に努めておりまして、できる限り早く発表し、自治体や関係機関の迅速な対応、住民の避難行動につなげられるよう、リードタイムの確保に取り組んでおります。また、災害が発生した際には、気象庁の地方防災対応支援チーム、JETTと言いますが、こちらを派遣し、現場のニーズや活動状況を踏まえた気象情報の解説を通じて、災害対応の一助になるよう努めてまいります。

富山地方気象台では、今後も地域の皆様、関係機関と密接に連携して、防災気象情報の提供と活用を通じて、地域防災力の一層の向上に貢献してまいります。

【事務局】 ありがとうございます。

次に、中日本高速道路富山保全サービスセンターの坂副所長お願いいたします。

【森島委員（代理）】 富山保全サービスセンターの坂といいます。

災害が発生した際は、まず高速道路の安全の確保に努めてまいりたいと思っております。震災が発生した場合は、まず、基準値以上の指定震度になれば、通行止めを行います。その場合、高速道路も連携をして、安全を確保した上で通行の再開をかけていきたいと思い

ます。

我々は全国から応援が来られた場合、重要な路線通行路線にもなりますので、そのことを認識しながら災害対応を進めていきたいと思います。その際には、保全サービスセンターだけではなく、金沢支社全体、そして中日本高速道路全体で、災害対応に当たっていかうと考えております。対応がもう少し必要だということであれば、他の東や西の会社にも依頼しながら、防災対策に努めてまいりたいと考えております。以上です。

【事務局】ありがとうございます。

次に、北陸地方整備局の富山河川国道事務所佐藤所長お願いいたします。

【高松委員（代理）】国土交通省北陸地方整備局長の代理でもまいりました富山河川国土事務所佐藤でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

当国土交通省におきましては、道路等々のインフラを整備するところでございますが、今回の令和6年能登半島地震、そして、その前の年の豪雨災害におきまして、改めて強靱な道路ネットワーク、あるいは河川、港湾等のインフラ整備の必要性が確認されたところでございます。

我々としましてもそういった社会資本整備の強靱化するための対策を計画的に実施させていただければと思っております。皆様にもご協力の方よろしく申し上げます。

また、整備にあたっては、地域の自然環境あるいは歴史等には十分配慮して、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の地域防災計画改定におきまして、国、県、市町村の関係機関の強化のためにワンチームが置かれることになったと伺っております。非常に良い取組みだと思っております。当事務所もこのチームの一員としまして、関係機関との連携を強化し、災害時の平常時からの災害時の対応の強化につきまして、ご協力させていただければと思っております。一緒になって、富山県の安全安心の確保のために努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。

よろしければ、県の消防協会の鹿熊会長、一言お願いできますでしょうか。

【鹿熊委員】 富山県消防協会の会長の鹿熊でございます。3点申し上げます。

1点目でございますが、消防協会という名前のとおり、消防団員、消防職員で構成している協会でございますが、火事が発生した場合にいち早く現場に行って消火するというのが、大きな活動の内容でございます。その前に、いかにしてそれを県民の皆さんの防火指導を高めいくための普及活動、例えば、消防団員が高齢者のところに伺い、火災報知器が実際に鳴るかとか、あるいは保育所行って園児に紙芝居を通して、火災の怖さなどを知ってもらうとそんな活動をしております。

昨今のこの自然災害の多発化ということに備えて、やはり消防もそれにどう対応していくかということが1つの課題になっており、昨年1月の能登半島地震では、初めて消防隊員も大地震を経験したということでもあります。そういった中で、地域や自主防災組織の皆さんと連携しながら、住民の避難誘導等にも当たるため、町の防災訓練には必ず消防団も参加しております。

消防団員の強みというのは、地域の事情、どこに誰が住んでるか、あるいは地理水利の状況を最もよく知っているグループだと思っておりますので、それを活かしながら、今後ともしっかりと活動してまいりたいと思っております。

2点目ですが富山県消防協会が、県から指定管理委託を受けておりますのが、四季防災館でございます。広域消防防災センターに隣接していますが、多くの子供たちあるいは県民の皆さんに来ていただいて、実際のこの災害の体験、地震等の体験ができるということなど、自然災害を学ぶ場であります。今後は、昨年の能登半島地震などを踏まえて、令和8年度に向けて内容の大規模なりニューアル化を県の方でされるということであり、指定管理を受けている我々としても、喜ばしいことであり、期待しております。

最後になりますが、昨今、全国的に林野火災、山林火災が発生しており、一旦発生すると非常に広範囲に広がり、そしてなかなか消火が難しいということで、やはり対応というのもしっかりしていかなければならないと思っております。以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。

次に富山県医師会の村上会長お願いいたします。

【村上委員】 富山県医師会会長の村上です。この膨大なこの資料をまとめいただきまして本当にありがとうございます。昨年の能登半島地震のことも、盛り込まれており、そこで

の気づきもあったものと思います。

私ども医療の方としましては、超急性期には、赤十字やDMATなど、瓦れきの下の医療を行う、日頃から訓練を積んだ専門家の集団の方々がまず最初に出られますが、その後災害は、超急性期を過ぎ、急性期、そして中期的に非常に長い間人々が避難所で暮らされることになりますので、私ども医師会は、主に中長期的なところで、地元の医療が立ち直るまでの間、避難所の健康管理や、それから感染対策などの公衆衛生などを主に担っております。

大規模な災害になりますと、現在は医療支援というチームが多くありますので、その受援を受け入れる場面が少し大変になってくると考えておりまして、保健医療福祉調整本部と連携をし、空白地帯や偏りがないようにしていきたいと思っております。

そのためにも日頃から連携するということは非常に大切であり、年1回行われております、県の総合防災訓練はもちろんのこと、日頃から公立・公的病院の先生方との関係性、そしてこちらにいらっしゃいます、歯科医師会、薬剤師会、看護協会さんとも連携してまいりたいと思います。冒頭に知事からお話がありましたけれども、環境改善は非常に避難所にとって重要であり、最近は防災士さんによる子供や女性も安心して過ごせるような避難所設営ということもポイントにあがっておりますし、また段ボールベッドなどもできており大変心強く思いました。

また、能登半島のときには、退居して広域避難をされてきた方々をどうするかということで、非常に問題も多かったと思いますので、そういったことを含めて考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【事務局】ありがとうございました。

次に日本赤十字社富山県支部の布野事務局長、お願いいたします。

【布野委員】日本赤十字社富山県支部の布野でございます。皆様には日頃からご支援、ご協力いただいております、誠にありがとうございます。

これまで日赤は能登半島地震あるいは大雨災害につきまして、被災者に寄り添う活動を続けてまいりました。これを踏まえまして、やはり事前防災の必要性というものを強く感じており、日本赤十字社では、避難所体験や実践的なプログラムを活用いたしました防災セミナーに力を入れております。企業やあるいは町内会の方に出向いて、実施しております。

すので、ご活用 of ほどお願いしたいと思ひます。

今回の地域防災計画の改定につひましては、6 回にわたって現場の多くの意見を踏まえ、ました災害県対応検証報告に基づいた改正ということで、しっかりと対応された修正になっていると受けとめております。多くの重要な改正というのはあるひますが、その中でも、第2章、第5節、第3の避難所のあり方についての見直しを行うものや、在宅、あるいは車中泊避難者の支援方策を検討するもの、そして、徒歩避難、車両避難の住み分けということの検討もござひます。これらの検討は非常に大事だと思ひておりますので、必要に応じてその検討スケジュールなどを公表するなどして、しっかりとした検討を進めていたひきたいなと思ひております。よろしくおひねひします。

【事務局】おひねひとうござひました。

次にあひの風とやま鉄道の伍嶋代表取締役社長、おひねひいたします。

【伍嶋委員】あひの風とやま鉄道の伍嶋でござひます。

今回の地域防災計画の見直しということで、感心したのは能登半島地震の災害対応検証に基づいて、人流のデータなどを分析しながら、様々な改善方向が示されてることは大変参考になると思ひます。また特に、発災時にはより具体的な対応や、手順が明確になっていることで、参考になるものであると思ひております。

私ども鉄道事業者としてとしましては、これまでも、例えば地震や水害など、今年度については大雪が降り、計画運休等の様々な対応をさせていただきましたが、やはり迅速に、どのように、どうひいう手順で行うのかが非常に大事だと思ひてひます。

そうひいう意味では、計画上でもマニュアルの作成は多くの分野で出てきましたが、当社におきましてはマニュアルを作成いたしまして、例えば発災時には早期復旧などに努めているところとござひます。

その他日頃から、例えば、緊急停車時の救護をする、停電時の対応をどうするか、積雪時の対応をどうするかなど、そうひいう訓練を重ねて、より担当社員自身が対応技術をしつかりと持ちながら、迅速かつ適切に行動できるように対応しているところとあります。

また先ほども説明もありましたが、情報共有はやはり関係者間で大事だと思ひてます。私どもも、例えば緊急時にはいち早く現場に駆けつけ、Webを通じまして、テレビカメラでもって現場を確認しつつ、対応策を指示し、さらに先に周辺の関係収容先の確保がで

きるのかどうかなどの情報を、緊密に連携して、確保してるということではありますが、DXの活用が言われてますけど、デジタル的なマップなど様々な情報が適時、適切に見れるように、日頃から情報連携が必要だと思っています。

これからも、様々な災害、地震に限らず、さらには風水害、いわゆるその複合型の被害が増えることが十分想定されますので、そういった重大事態にも、1つ1つ、基本からとらえられるように、またこの地域防災計画との内容に整合性をとりながら、当社としても鉄道事業の確保、事業運営を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

【事務局】ありがとうございました。

次に、女性防火クラブ連絡協議会の寺崎会長お願いいたします。

【寺崎委員】よろしくお願いいたします。

知事がおっしゃっているように、地域力アップについて私ども女性防火クラブといたしましては、クラブ員の中から防災士さんを養成していただくなど、身近なところから町内会、自治振興会などと連携し、私どものできることをしていきたいと思います。それには皆様方のご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。

次に富山県身体障害者福祉協会の布尾会長お願いいたします。

【布尾委員】県の身体障害者協会の会長しております布尾です。

実は私氷見の人間なんです。昨年の1月1日の能登半島地震で、県内で被害が受けられましたが、実は我が家も被災の過程にあります。

身体障害者は、要支援、要配慮していただかないと、命が危ないこともあります。今回、地域防災計画について、津波や地震もちろん大雪まで、いくつも計画をしていただいております。ただ、計画倒れにならないように具体的にどのようにするかということになると、障害者はそれぞれ1人ずつの障害が違います。例えば内部障害としても、呼吸が悪いとすれば、酸素ボンベが必要になります。それぞれ個別の避難計画を立て、一人一人生かす訓練避難計画をお願いしたいと思います。去年では、10月ごろに、医療的ケア児に対する訓練も行っていました。

また氷見は、志賀原発の範囲に入っており、原子力防災も必要になってきます。そういったことで、多方面にわたる計画や訓練を行い実際の行動に移れるようにしていただければありがたいと思います。本日はこのようなところで発言できて、ありがたいと思っています。よろしくお願いします。

【事務局】ありがとうございました。

次に、富山県建築士会の西野会長お願いいたします。

【西野委員】富山県建築士会の西野です。

我々建築士は、日頃より建物の耐震化を通じて、地震に対する安全安心なまちづくりに携わっていますが、今回の能登の地震では、被災証明の2次審査など多くの会員に参加していただきました。ご紹介したいことがあり、家具転倒隊というもの組織しており、家具の転倒防止を促進する部隊になりますが、高齢者障害者宅の家具の固定を促進することを図ることをしております。ご存じのように地震になりますと、建物が耐震化であっても、中で家具倒れるとドアが開かない、最後には下敷きになってけがをする、そういったことで手段が遅れるということがあります。家具を止めることも必要だろうということで、東日本震災の直後からこういった活動を行っております。以上です。

【事務局】ありがとうございました。

富山県防災士の八木副理事長お願いいたします。

【八木委員】富山県防災士会の八木と申します。

普段は地域住民の方の防災力をつけていただくために、防災講座やワークショップをしています。また、避難訓練などに参加させていただいています。今回ワンチームに入れていただいて、今後災害に強い富山県を作りたいと思っております。

私は30年前の、阪神・淡路大震災を経験しており、30年前から避難所の劣悪な環境は去年の能登も含めて全然変わっていません。そのため、初動から何とかしなければいけないとずっと思ってきており、そのことも含めて、ワンチームのなかで強くしたいと思っています。よろしくお願いします。

【事務局】ありがとうございました。他にご発言、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の改定案につきまして意見をいただきましたが、地域防災計画の改定案につきましては、修正の意見がないということで、ご了承いただくのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】ありがとうございます。

それでは今回の改定に基づいて今後の事務を進めていきます。

以上で本日の議題すべて終了いたしました。それではこれをもちまして、防災会議を終了させていただきます。委員皆様には長時間にわたり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。